

◎新潟県告示第338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月25日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡見附三条線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市城岡三丁目937番3から 同市亀貝町字沢美469番1まで	新	16.0～43.5メートル	2,049.1メートル
長岡市新町三丁目30番から 同市亀貝町字沢美469番1まで	旧	7.1～20.2メートル	2,751.7メートル

備考 路線の起点を変更する区域変更